

国立大学法人お茶の水女子大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務に応じ、100分の10の範囲内で増減し又は減額できるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

地域手当の支給率を13.5%から14%に引き上げた。

理事(非常勤)

地域手当の支給率を13.5%から14%に引き上げた。

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
学長	19,028	12,132	5,398	1,455 (地域手当) 43 (通勤手当)		3月31日	
A理事	16,249	10,116	4,569	1,416 (地域手当) 148 (通勤手当)		3月31日	
B理事	16,370	10,116	4,569	1,416 (地域手当) 269 (通勤手当)		3月31日	
C理事	16,255	10,116	4,569	1,416 (地域手当) 154 (通勤手当)		3月31日	
D理事 (非常勤)	5,766	5,058	0	708 (地域手当)		3月31日	
監事				()			
A監事 (非常勤)	4,085	3,648	0	437 (地域手当)			
B監事 (非常勤)	4,085	3,648	0	437 (地域手当)			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
学長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学が決定した当初予算の範囲内で運用 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 本学の人件費については国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準としている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の教育、研究、大学運営及び地域貢献等の各分野における貢献度合、あるいは、目標達成度合等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合(成績率)を決定する。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務実績がよくない場合等には、降格させることができる。
昇給	職員の勤務成績が適切に反映されよう、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を設け、それにより、勤務成績優秀者は、より上位の号俸に昇給させることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

〔 ・ 地域手当の支給率を13.5%から14%へ引き上げた。 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 340	歳 48.4	千円 9,016	千円 6,489	千円 162	千円 2,527
事務・技術	人 80	歳 42	千円 6,271	千円 4,606	千円 153	千円 1,665
教育職種 (大学教員)	人 188	歳 51.3	千円 10,496	千円 7,470	千円 168	千円 3,026
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 19	歳 48.5	千円 8,712	千円 6,385	千円 177	千円 2,327
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	人 50	歳 47.1	千円 8,140	千円 5,980	千円 150	千円 2,160
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

[年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	4	37	4,124	4,124	149	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
保育士	4	37	4,124	4,124	149	0

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	55	39.5	4,723	4,723	150	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (年俸制大学教員)	32	41	5,835	5,835	150	0
研究職種 (年俸制研究員)	8	34.3	3,655	3,655	130	0
専門職種 (年俸制大学職員)	15	38.9	2,920	2,920	160	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注2:常勤職員の技能・労務職種、その他医療職種(医療技術職員)、教育職種(外国人教師等)及び非常勤職員の事務技術職種は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:「技能・労務職種」とは、施設管理業務を行う者、調理業務を行う者を指す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」は、栄養士である。

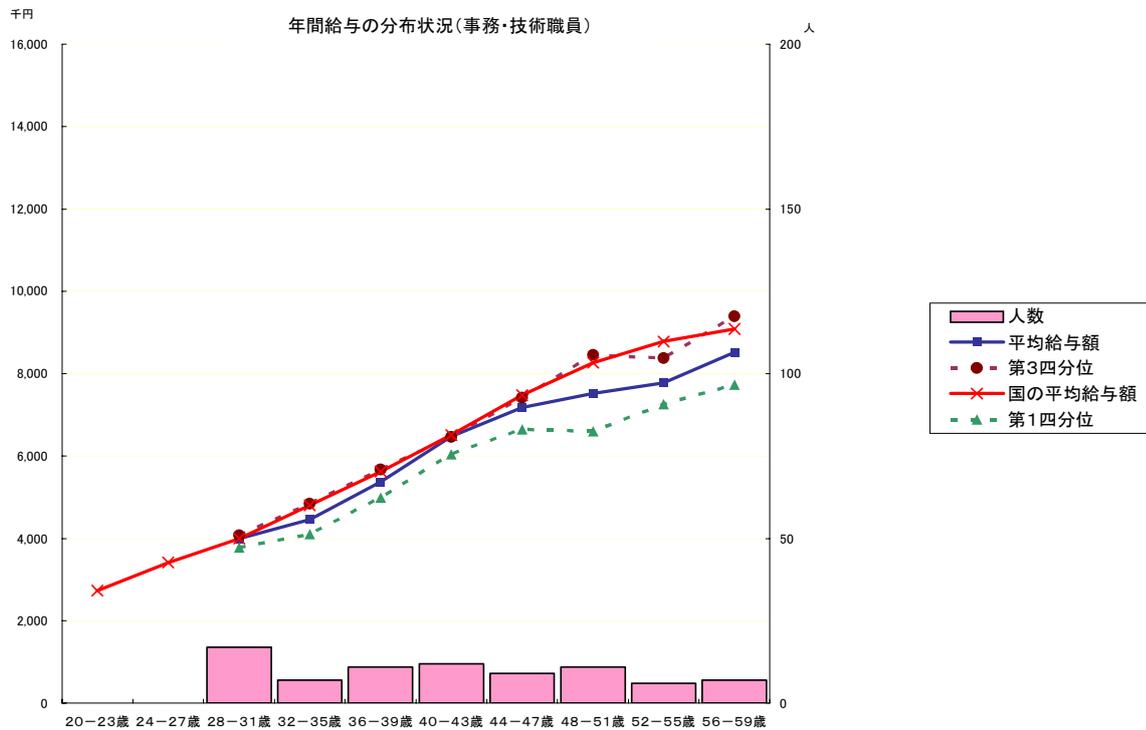
注6:[年俸制適用者]の常勤職員、在外職員及び再任用職員は、該当者がいないため省略した。

注7:「研究職種」とは、主として研究を行う者を指す。

注8:「専門職種」とは、専門性の高い業務を行う者を指す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

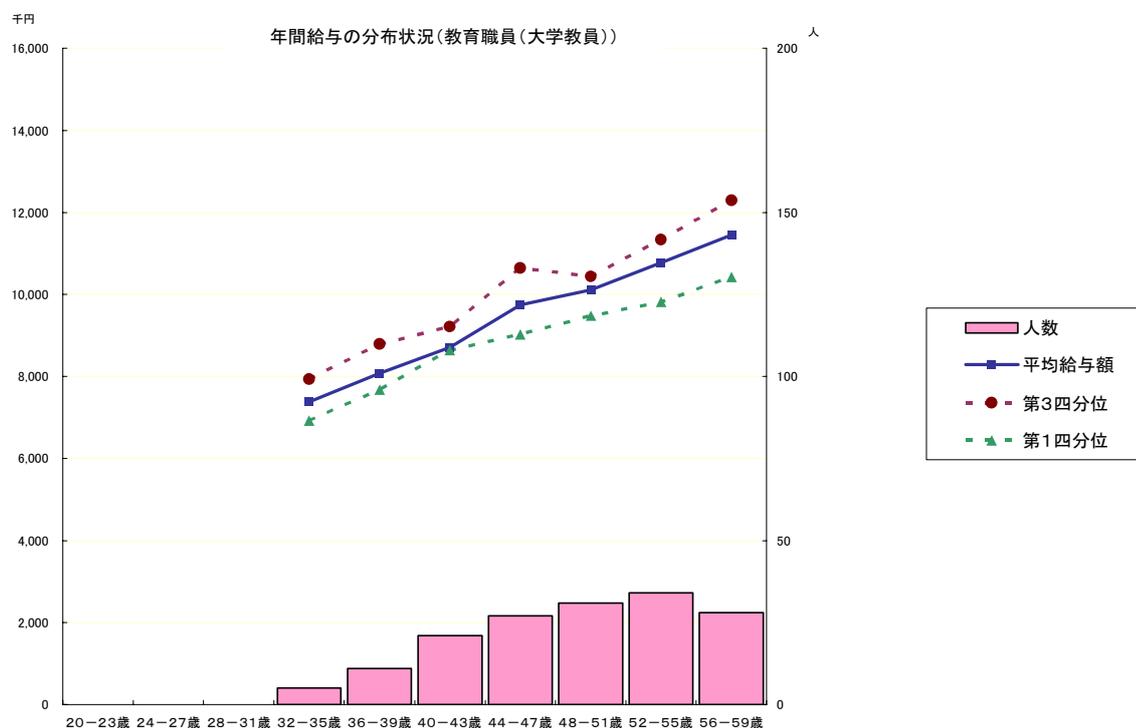
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
チームリーダー	14	50.7	8,365	8,685	8,990
副チームリーダー	7	50.4	7,335	7,548	7,772
係長	31	44.6	5,805	6,324	6,811
主任	4	40.0		5,225	
係員	24	31.6	3,823	4,086	4,283

注1:本法人では課長相当職及び課長補佐相当職が置かれていないため、原則として「課長」及び「課長補佐」を掲げるところ、代わりに「チームリーダー」及び「副チームリーダー」を代表的職位として掲げた。

注2:係長には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注3:主任の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・3分位については表示していない

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	98	56.0	10,974	12,208	11,639	12,208	12,208
准教授	76	46.3	8,830	9,599	9,203	9,599	9,599
講師	4	42.0			7,631		
助教	9	46.1	6,437	7,612	7,011	7,612	7,612

注: 講師の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・3分位については表示していない

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		副学長(戦略担当・副総務機構長)	副学長(戦略担当・副総務機構長)	副学長(戦略担当・副総務機構長)	理事補佐	チームリーダー
人員(割合)	80人	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	3人 (3.8%)
年齢(最高～最低)						56～44歳
所定内給与年額(最高～最低)						7,066千円～6,236千円
年間給与額(最高～最低)						9,790千円～8,649千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		チームリーダー	副チームリーダー	係長	主任	係員
人員(割合)		5人 (6.3%)	15人 (18.8%)	30人 (37.5%)	12人 (15.0%)	15人 (18.8%)
年齢(最高～最低)		59～41歳	59～44歳	57～35歳	40～31歳	37～28歳
所定内給与年額(最高～最低)		6,858千円～5,921千円	6,621千円～5,032千円	5,226千円～3,557千円	3,841千円～2,929千円	3,199千円～2,617千円
年間給与額(最高～最低)		9,312千円～7,994千円	8,990千円～7,047千円	7,259千円～4,932千円	5,134千円～4,006千円	4,288千円～3,580千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	教務職員
人員(割合)	188人	97人 (51.6%)	76人 (40.4%)	5人 (2.7%)	10人 (5.3%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		64～41歳	58～35歳	56～32歳	61～36歳	
所定内給与年額(最高～最低)		10,496千円～6,563千円	7,516千円～5,463千円	6,471千円～4,545千円	5,793千円～4,357千円	
年間給与額(最高～最低)		14,488千円～9,307千円	10,422千円～7,671千円	8,893千円～6,352千円	8,041千円～6,046千円	

④ 賞与（平成20年度）における査定部分の比率
 （事務・技術職員／教育職員（大学教員））
 （事務・技術職員）

区 分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	65.9	67.9	67.0
	査定支給分（勤勉相当）〔平均〕	34.1	32.1	33.0
	最高～最低	37.1 ～ 32.1	34.0 ～ 28.9	35.5 ～ 30.4
一般職員	一律支給分（期末相当）	66.2	69.0	67.6
	査定支給分（勤勉相当）〔平均〕	33.8	31.0	32.4
	最高～最低	37.1 ～ 31.9	34.7 ～ 29.1	34.0 ～ 30.5

（教育職員（大学教員））

区 分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	63.8	66.7	65.3
	査定支給分（勤勉相当）〔平均〕	36.2	33.3	34.7
	最高～最低	43.4 ～ 32.9	43.0 ～ 30.0	43.2 ～ 31.6
一般職員	一律支給分（期末相当）	65.3	68.4	66.9
	査定支給分（勤勉相当）〔平均〕	34.7	31.6	33.1
	最高～最低	39.9 ～ 32.0	36.8 ～ 29.2	38.3 ～ 30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

94.8

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

108.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

107.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」
においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給
与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 94.8	
	参考	地域勘案 84.0
		学歴勘案 92.9
	地域・学歴勘案 82.7	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 76.8% (国からの財政支出額 6,592百万円、支出予算の総額 8,584百万円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 本学の支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は76.8%となっているが、対国家公務員のラスパイレス指数が100を超えていない。また、累積欠損も出していないため、本学の給与水準は適切なものであると考えている。</p>	
講ずる措置	引き続き国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準としていく。	

・教育職員(大学教員)に係る対国家公務員との比較指標 104.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

【なお、昨年度までは教育職員(大学職員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。】

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,688,916	千円 3,704,686	千円 (%) △ 15,770 (△ 0.4)	千円 (%) △ 161,911 (△ 4.2)
退職手当支給額 (B)	千円 374,084	千円 263,247	千円 (%) 110,837 (42.1)	千円 (%) 216,160 (136.9)
非常勤役員等給与 (C)	千円 822,527	千円 652,904	千円 (%) 169,623 (26.0)	千円 (%) 424,124 (106.5)
福利厚生費 (D)	千円 500,027	千円 483,643	千円 (%) 16,384 (3.4)	千円 (%) 15,073 (3.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,385,554	千円 5,104,480	千円 (%) 281,074 (5.5)	千円 (%) 493,446 (10.1)

注:「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与日の明細」における常勤及び非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 最広義人件費の対前年度費が増加した要因は役員の任期満了退職、職員の自己都合等による退職者の増加により退職手当支給額の対前年度比が増加したこと及び寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員が増加したことにより非常勤役職員等給与及び福利厚生費の対前年度費が増加したことによる。

② 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

- i) 定年退職者の後任補充や新規採用を抑制する。
- ii) 平成18年度から平成22年度までの5年間で5%以上(年平均39百万円)削減を目標とし、業務のアウトソーシングを推進したり、派遣職員を活用したりする。
- iii) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,941,320	3,762,169	3,704,686	3,688,916
人件費削減率 (%)		△ 4.5	△ 6.0	△ 6.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.5	△ 6.7	△ 7.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた増減率であり、平成18年、平成19年及び平成20年度の行政職(一)職員の年間給与の増減率はそれぞれ、0%、0.7%及び0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は法人移行時の人件費相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。